

2026年2月17日

報道関係者各位

日本証券業協会

パブリックコメントの募集について

本日付で、別紙のとおり、下記の事項についてパブリックコメントを募集することといたしましたので、お知らせいたします。

記

○ 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正案について

募集期間： 2026年2月17日（火）から2026年3月18日（水）17時00分まで  
所 管： エクイティ分科会  
内 容： 本協会では、令和7年7月15日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」のうち、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「プレヒア規則」という。）の見直しに関する提案について、「引受けに関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえ、プレヒア規則第9条の国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止している規定、その他関連規定を見直すため、プレヒア規則の一部改正を行うこととする。

○ パブリックコメントの募集方法

郵便又は専用フォームにより募集

郵便の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号

日本証券業協会 エクイティ市場部 宛

専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=45>

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：

自主規制本部 エクイティ市場部（TEL：03-6665-6770）

# 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正案について

令和 8 年 2 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

## I. 改正の趣旨

本協会では、令和 7 年 7 月 15 日付けで公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」のうち、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「プレヒア規則」という。）の見直しに関する提案について、「引受けに関するワーキング・グループ」において検討を行ってきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討の結果を踏まえ、プレヒア規則第 9 条の国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止している規定を見直すため、プレヒア規則の一部改正を行うこととする。

## II. 改正の骨子

- (1) 新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止する規定を削る。（第 9 条）
- (2) 「海外関連会社」を「関連会社」とし、国内の関係会社が含まれるよう改正を行う。  
（第 2 条第 6 号、第 3 条第 2 号、第 4 条第 1 項、第 5 条、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、  
旧第 11 条）
- (3) その他所要の整備を行う。

## III. 施行の時期

この改正は、令和●年●月●日から施行（改正の日から施行）し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。

以 上

## パブリックコメントの募集スケジュール等

### (1) 募集期間及び提出方法

- ① 募集期間：令和8年2月17日（火）から令和8年3月18日（水）17:00まで（必着）
- ② 提出方法：郵送又は専用フォームにより下記までお寄せください。  
郵送の場合：〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目11番2号  
日本証券業協会 エクイティ市場部 宛  
専用フォームの場合：<https://www.jsda.or.jp/contact/app/Contact.php?id=45>

### (2) 意見の記入要領

件名を、「プレヒア規則の一部改正に関する意見」とし、次の①から⑥の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。）
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- ⑥ 理由

（注）本規則改正案の参考資料として、ガイドライン案を添付しておりますのでご参照ください。

○ 本件に関するお問い合わせ先：

日本証券業協会 自主規制本部 エクイティ市場部 （03-6665-6770）

「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正案について

令和 8 年 2 月 17 日

( 下 線 部 分 変 更 )

改 正 案	現 行
<p><b>(目 的)</b>  <b>第 1 条</b> この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 9 号ロに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。</p> <p><b>(定 義)</b>  <b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。            1～5 （ 現 行 ど お り ）            6 <u>関連会社</u>            金商業等府令第 177 条第 6 項に定める協会員の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）又はこれに相当する外国法人をいう。            7 （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)</b>  <b>第 3 条</b> 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。            1 （ 現 行 ど お り ）            2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、<u>関連会社</u>に属する者（個人であり、かつ、第 5 条第 1 項の措置を講じた者をいう。以下同</p>	<p><b>(目 的)</b>  <b>第 1 条</b> この規則は、協会員が金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 166 条第 2 項第 1 号イ及び同項第 9 号ロに規定する募集（金商法第 163 条第 1 項に規定する上場会社等（以下「上場会社等」という。）の発行する有価証券に係るものに限る。以下第 8 条第 1 項<u>及び第 9 条</u>を除き「募集」という。）について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。</p> <p><b>(定 義)</b>  <b>第 2 条</b> （ 同 左 ）</p> <p>1～5 （ 省 略 ）            6 <u>海外関連会社</u>            金商業等府令第 177 条第 6 項に定める協会員の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）<u>である外国法人</u>又はこれに相当する外国法人をいう。            7 （ 省 略 ）</p> <p><b>(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)</b>  <b>第 3 条</b> 協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、あらかじめ次の各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。            1 （ 省 略 ）            2 第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、<u>海外関連会社</u>に属する者（個人であり、かつ、第 5 条第 1 項の措置を講じた者をいう。以下</p>

改 正 案	現 行
<p>じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、<u>関連会社</u>に属していない者（個人であり、かつ、同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。</p>	<p>同じ。)を委託先として選定していること。ただし、当該プレ・ヒアリングの実態に鑑み、<u>海外関連会社</u>に属していない者（個人であり、かつ、同条第2項の措置を講じた者をいう。以下同じ。）を選定する合理的な理由がある場合には、当該者を委託先として選定することを妨げない。</p>
<p>3～5 （ 現行どおり ）</p>	<p>3～5 （ 省 略 ）</p>
<p><b>（調査対象者等との契約）</b></p>	<p><b>（調査対象者等との契約）</b></p>
<p><b>第4条</b> 協会員は、プレ・ヒアリングを行うおとす場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である<u>関連会社</u>に属する者若しくは<u>関連会社</u>に属していない者（以下「調査対象者等」という。）との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。</p>	<p><b>第4条</b> 協会員は、プレ・ヒアリングを行うおとす場合は、当該プレ・ヒアリング対象者又は委託してプレ・ヒアリングを行わせる当該委託先である<u>海外関連会社</u>に属する者若しくは<u>海外関連会社</u>に属していない者（以下「調査対象者等」という。）との間で、次の各号に掲げる内容を説明し理解を得た上で、当該内容を含む契約を締結しなければならない。</p>
<p>1～3 （ 現行どおり ）</p>	<p>1～3 （ 省 略 ）</p>
<p>2・3 （ 現行どおり ）</p>	<p>2・3 （ 省 略 ）</p>
<p><b>（関連会社等の内部管理体制に関する措置）</b></p>	<p><b>（海外関連会社等の内部管理体制に関する措置）</b></p>
<p><b>第5条</b> 協会員は、<u>関連会社</u>に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第5条</b> 協会員は、<u>海外関連会社</u>に属する者にプレ・ヒアリングを委託する場合には、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。</p>
<p>1 協会員は、<u>当該関連会社</u>に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第2項又は第3項に準じて締結すること。</p>	<p>1 協会員は、<u>当該海外関連会社</u>に属する者との間で、次に掲げる内容を含む契約を前条第2項又は第3項に準じて締結すること。</p>
<p>イ <u>当該関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。</p>	<p>イ <u>当該海外関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリング対象者との間で、取引制限及び守秘義務を遵守することを含む契約を締結することを含む契約を締結すること。</p>
<p>ロ <u>当該関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後5年間こ</p>	<p>ロ <u>当該海外関連会社</u>に属する者は、プレ・ヒアリングに係る事務の責任ある担当者及び当該事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所並びにプレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法について記録を作成し、その作成の後5年間これを保存するこ</p>

改 正 案	現 行
<p>れを保存すること。 ハ～ホ（現行どおり）</p> <p>2 協会員は、<u>当該関連会社</u>において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。</p> <p>2 協会員は、第3条第2号に定める<u>関連会社</u>に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。</p> <p><b>（通知又は記録の保存等）</b> 第6条（現行どおり）</p> <p>2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを<u>関連会社</u>に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。</p> <p>3（現行どおり）</p> <p><b>（違反調査対象者等への対応）</b> 第7条（現行どおり）</p> <p>2 協会員は、<u>関連会社</u>に属する者又は<u>関連会社</u>に属していない者（以下「プレ・ヒアリング委託先」という。）が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。</p> <p>3 本協会は、第9条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p>と。 ハ～ホ（省 略）</p> <p>2 協会員は、<u>当該海外関連会社</u>において、前号イからホに掲げる措置を講じるよう社内規則を作成する等適切な内部管理体制が整備されていることを確認すること。</p> <p>2 協会員は、第3条第2号に定める<u>海外関連会社</u>に属していない者を委託先に選定する場合には、当該協会員の社内規則に定めるところにより、当該者に対し前項に相当する措置を講ずるものとする。</p> <p><b>（通知又は記録の保存等）</b> 第6条（省 略）</p> <p>2 協会員は、前条第1項第1号に定める契約を締結した場合、同号イに定める契約書の写しを<u>海外関連会社</u>に属する者から受けるとともに、これを保存しなければならない。</p> <p>3（省 略）</p> <p><b>（違反調査対象者等への対応）</b> 第7条（省 略）</p> <p>2 協会員は、<u>海外関連会社</u>に属する者又は<u>海外関連会社</u>に属していない者（以下「プレ・ヒアリング委託先」という。）が、第5条に定める措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先に委託し又は法人関係情報を提供してプレ・ヒアリングを行わせてはならない。</p> <p>3 本協会は、第10条第1項に定めるところの報告を協会員から受けた場合は、当該調査対象者等の属する法人名、役職、氏名及び住所を金融庁、証券取引等監視委員会、金融商品取引所、外国金融商品市場の監督当局及び当該監督当局の認可を受けた自主規制機関に通知する。</p> <p><b>（新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止）</b> 第9条 協会員は、原則として、<u>金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集（金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定め</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(本協会への報告等)  <b>第9条</b> ( 現行どおり )</p> <p>(社内規則の整備等)  <b>第10条</b> プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、<u>関連会社等</u>の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。</p> <p>(電磁的方法による契約等)  <b>第11条</b> ( 現行どおり )  <b>2</b> ( 現行どおり )  <b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和●年●月●日から施行し、同日以後開始するプレ・ヒアリングから適用する。</p>	<p><u>る会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいい、「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第15号に規定する新規公開において行われる募集を除く。）に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。</u></p> <p>(本協会への報告等)  <b>第10条</b> ( 省 略 )</p> <p>(社内規則の整備等)  <b>第11条</b> プレ・ヒアリングを行う協会員は、プレ・ヒアリングに係る法令及び本規則を踏まえ、法令遵守管理部門における承認手続き、調査対象者等の選定基準、取引制限及び守秘義務の遵守等に係る契約、<u>海外関連会社等</u>の内部管理体制に関する措置、記録の保存及び留意事項等の内部管理に関する社内規則をあらかじめ制定し、これを役職員に遵守させる体制を整備するものとする。</p> <p>(電磁的方法による契約等)  <b>第12条</b> ( 省 略 )  <b>2</b> ( 省 略 )  <b>3</b> ( 省 略 )</p>



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

参考 1

# 「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の一部改正案に関するパブリックコメントの募集等について

2026年2月17日  
日本証券業協会

- ・本協会では、2025年4月16日～5月15日までの間、自主規制規則の見直しに関する提案の募集をしたところ、次の提案が寄せられたことから、「引受けに関するワーキング・グループ」（以下「引受WG」という。）において検討を開始した

## 提案事項

「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止

## 提案の具体的内容

- ・「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「規則」という。）第9条「新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止

## 提案理由

- ・2014年の企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）の改正により、募集又は売出しに係る投資者の需要の見込調査（プレ・ヒアリング）については有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないことが示されている一方で、規則における国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止については据え置かれたままである
- ・2014年に開催された引受けに関するワーキング・グループにおいても上記規定については廃止方向で議論がなされたと承知しているが最終的には改正がなされなかった（当時は国内機関投資家へのヒアリングニーズが強くなかったことが改正に至らなかった背景の一つと推察する。）
- ・昨今の資本市場の案件においては国内機関投資家へのヒアリングニーズがある案件も存在するほか、海外機関投資家の中にも国内に拠点を有する投資家など上記規則の適用有無の判断に迷う場面が存在する
- ・斯様なニーズがある中、金商法においては禁止されていない国内機関投資家へのプレ・ヒアリングが協会規則によってのみ禁止されるのはアンバランスであり、廃止を要望する

2025年7月15日「自主規制規則の見直しに関する検討計画について」より一部抜粋

※プレ・ヒアリング:法人関係情報を提供したうえで、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査（第三者が当該協会員から委託若しくは法人関係情報の提供を受けて行う当該調査を含む。）をいう。（規則第2条第2号）

条文	条文の内容 (概要)
第1条	<p>(目的)</p> <p>募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、その適正化を図るため必要な事項を定め、内部者取引が誘発されることを防止し、もって有価証券取引の公正確保に資することを目的とする。</p>
第3条	<p>(プレ・ヒアリングに係る法令遵守管理部門における承認)</p> <p>協会員がプレ・ヒアリングを行う場合には、規則で規定する事項(プレ・ヒアリングの必要性・妥当性、委託先の要件等、プレ・ヒアリング対象者の選定及び提供する法人関係情報の内容が社内規則で定める合理的な範囲であること、提供する法人関係情報の時期及び方法が適切であること)についてあらかじめ法令遵守管理部門の承認を受けなければならない。</p>
第4条	<p>(調査対象者等との契約)</p> <p>協会員は、プレ・ヒアリングを行おうとする場合には、調査対象者等に対して、取引制限・守秘義務に関する事項及びプレ・ヒアリングが勧誘を目的としないことについて説明し理解を得た上で、これらの内容を含む契約を、原則として書面により締結しなければならない。</p>
第5条、 第6条第2項	<p>(海外関連会社等の内部管理体制に関する措置)</p> <p>協会員は、海外関連会社に属する者等にプレ・ヒアリングを委託する場合に、海外関連会社等における内部管理体制に関して必要な措置(規則で規定する事項(取引制限・守秘義務)に係る契約の締結、実施したプレ・ヒアリングの記録の保存、海外関連会社等において整備する内部管理体制)などを講ずるものとする。</p>
第7条	<p>(違反調査対象者等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協会員は、調査対象者等が取引制限又は守秘義務に違反した事実を知った場合には、当該調査対象者等に対して、当該事実を知った日から2年間プレ・ヒアリングを行わせてはならない。</li> <li>協会員がプレ・ヒアリングの委託先が規則第5条に規定する措置を講じていない事実を知った場合には、当該事実を知った日から2年間、当該プレ・ヒアリング委託先にプレ・ヒアリングを行わせてはならない。</li> </ul>
第8条第2項、 第6条第3項	<p>(留意事項等)</p> <p>協会員は、プレ・ヒアリングを行う場合には、当該プレ・ヒアリングを行うことについて当該募集を行う上場会社等からあらかじめ了解を得るとともに、その記録を保存しなければならない。</p>
第9条	<p>(新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)</p> <p>協会員は、原則として、引受けを伴う国内における募集(同法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいう。)に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。</p>

## 【本協会における対応】

- 引受WGでは、2025年8月より検討を開始。以下の考え方等を踏まえ、規則の改正案について検討を行った
  - プレ・ヒアリングは発行体や引受証券会社が発行数量や募集を実施するか否か判断するための発行市場の基本的なインフラとして有用である。しかし、これまで国内募集におけるプレ・ヒアリングのニーズが実際にあるか不明瞭であったため、規則では、抑制的に、新規上場の場合を除いて国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止していた
  - 今般、本件「国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止」の廃止の提案を受け、引受WGにて改めて検討を行ったところ、証券会社や発行体に国内募集に係るプレ・ヒアリングを実施するニーズ（※）があるとの意見が多く寄せられた
    - ※具体的には、短期間で需要の調査を実施したい案件で国内投資家に対してプレ・ヒアリングを行いたいとのニーズや、国内に拠点を有する海外投資家の国内の投資判断者に対してプレ・ヒアリングを実施しようとする場合、国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止する規定が実務上支障となっていたため、当該支障を取り除くニーズが寄せられた
- 引受WGでの検討を踏まえ、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」において国内募集に係るプレ・ヒアリングを禁止している規定を見直すため、同規則の改正案についてパブリックコメントを募集する
- また、規則改正に伴い、海外におけるプレ・ヒアリングの実務を踏まえ、適正なプレ・ヒアリングの実施、プレ・ヒアリング対象者及びプレ・ヒアリング対象者が所属する組織によるプレ・ヒアリングに係る規制の内容の理解促進を目的として、プレ・ヒアリングの基本的な考え方や取扱いをガイドラインとして整理する

## 2. 規則改正案（概要）

### ○「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」の改正案（概要）

改正案	現 行
<p>(定義)  <b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。            1～5 ( 現 行 ど お り )            6 <u>関連会社</u>            金商業等府令第177条第6項に定める協会員の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）又はこれに相当する外国法人をいう。            7 ( 現 行 ど お り )</p> <p>( 削 る )</p>	<p>(定義)  <b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。            1～5 ( 省 略 )            6 <u>海外関連会社</u>            金商業等府令第177条第6項に定める協会員の関係会社（特別会員にあっては「金融商品取引業者」とあるのは「登録金融機関」と読み替えて適用する。）<u>である外国法人</u>又はこれに相当する外国法人をいう。            7 ( 省 略 )</p> <p><u>(新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止)</u>  <b>第 9 条</b> 協会員は、原則として、金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴う国内における募集（金商法第2条第3項に定める募集及び会社法第199条に定める会社が処分する自己株式を引き受ける者の募集をいい、「有価証券の引受け等に関する規則」第2条第15号に規定する新規公開において行われる募集を除く。）に係るプレ・ヒアリングは行わないものとする。</p>

#### (その他の改正箇所（概要）)

- ・新規公開以外の国内募集に係るプレ・ヒアリングの禁止を規定していた第9条を削ることに伴い、いわゆる条ずれの対応を行う。  
 【該当箇所：第1条、第7条第3項、旧第10条、旧第11条、旧第12条】
- ・現行規則で「海外関連会社」とされている箇所を「関連会社」に修正する。  
 【該当箇所：第3条第1項第2号、第4条第1項柱書、第5条、第6条第2項、第7条第2項、旧第11条】

- WGにおける検討を踏まえ、「プレ・ヒアリングの取扱いに関するガイドライン」を策定することを予定  
(ガイドライン案の概要は以下のとおり)

※規則改正案に係るパブリックコメントの参考資料として、本ガイドライン案を公表

ガイドライン案の主な項目	各項目の概要		
1. 本ガイドラインの目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>プレ・ヒアリングの実施に当たり、基本的な取扱いや考え方を整理することで、適正なプレ・ヒアリングの実施の一助とするとともに、プレ・ヒアリング対象者及びプレ・ヒアリング対象者が所属する組織によるプレ・ヒアリングに係る規制の内容の理解を促進することを目的とする</li> </ul>		
2. ガイドラインの留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>本ガイドラインは、法令等の規制や実務上の取扱いを基に参考となる考え方を示す</li> <li>すべての案件について、本ガイドラインに規定する対応を求めるものではなく、個別案件において、法令等の規制を遵守しつつ、本ガイドラインの規定と異なる対応を行うことを妨げるものではない</li> </ul>		
3. プレ・ヒアリングの実施に当たって考えられる取扱い	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="112 908 683 1270">プレ・ヒアリングの実施対象となる案件</td> <td data-bbox="683 908 1903 1270"> <ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条に基づく法令遵守管理部門によるプレ・ヒアリングの承認については、個別案件の類型や特性に応じて多様な要素が総合的に勘案してなされること</li> <li>規則第3条第1号に規定する「プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること」を判断するために考慮する要素について例示※する ※個別案件の類型や特性を踏まえ、例示した要素以外の要素を勘案して判断することを妨げるものではなく、例示した要素のすべてを勘案して判断することを必ずしも求めるものではない (例示事項)</li> <li>案件の特徴、オフアリング形態、市場環境、上場会社等が発行する有価証券の状況等 (これらの項目の細目についても例示)</li> </ul> </td> </tr> </table>	プレ・ヒアリングの実施対象となる案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条に基づく法令遵守管理部門によるプレ・ヒアリングの承認については、個別案件の類型や特性に応じて多様な要素が総合的に勘案してなされること</li> <li>規則第3条第1号に規定する「プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること」を判断するために考慮する要素について例示※する ※個別案件の類型や特性を踏まえ、例示した要素以外の要素を勘案して判断することを妨げるものではなく、例示した要素のすべてを勘案して判断することを必ずしも求めるものではない (例示事項)</li> <li>案件の特徴、オフアリング形態、市場環境、上場会社等が発行する有価証券の状況等 (これらの項目の細目についても例示)</li> </ul>
プレ・ヒアリングの実施対象となる案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>規則第3条に基づく法令遵守管理部門によるプレ・ヒアリングの承認については、個別案件の類型や特性に応じて多様な要素が総合的に勘案してなされること</li> <li>規則第3条第1号に規定する「プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること」を判断するために考慮する要素について例示※する ※個別案件の類型や特性を踏まえ、例示した要素以外の要素を勘案して判断することを妨げるものではなく、例示した要素のすべてを勘案して判断することを必ずしも求めるものではない (例示事項)</li> <li>案件の特徴、オフアリング形態、市場環境、上場会社等が発行する有価証券の状況等 (これらの項目の細目についても例示)</li> </ul>		

ガイドライン案の主な項目	各項目の概要
3. プレ・ヒアリングの実施に当たって考えられる取扱い (続)	
プレ・ヒアリングの対象者の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員がプレ・ヒアリング対象者を選定する場合、プレ・ヒアリング対象者が所属する組織又は部署において、取引制限及び守秘義務に関する事項を遵守できる体制が整備されていると考えられる者を選定する</li> <li>・プレ・ヒアリング対象者が所属する組織や部署において整備する体制について例示 (例示事項)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人関係情報 (募集に関連する法人関係情報を含む。5. を除き以下同じ。) を受領した場合に、次に掲げる期間、当該募集を行う上場会社等が発行する有価証券に係る投資判断を行う者全員に取引制限を課することができる体制、又は、プレ・ヒアリング対象者から当該対象者以外の者への情報伝達を防止するための情報障壁が整備されており、かつ、プレ・ヒアリング対象者に取引制限を課することができる体制                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 法人関係情報を受領してから当該法人関係情報が公表されるまで又は募集を行うことが公表されるまで</li> <li>② 法人関係情報を受領してから募集が行われないことが通知されるまで</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>
プレ・ヒアリング対象者の数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員は、内部者取引の未然防止の観点から、法人関係情報を提供するプレ・ヒアリング対象者の数が最小限となるように努めることに留意し、規則第3条第3号の規定に基づき、合理的な範囲を超えてプレ・ヒアリング対象者を選定しない</li> </ul>
プレ・ヒアリング対象者が法人関係情報を保有する期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員は、内部者取引の未然防止の観点から、プレ・ヒアリング対象者が法人関係情報を保有する期間が必要以上に長くならないように留意する</li> </ul>
事後検証態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令及び規則において規定する記録書面の作成及び保存義務を遵守し、実施されたプレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであったか、確認、検証を行うことができる体制の整備に努める</li> </ul>

ガイドライン案の主な項目	各項目の概要
4. プレ・ヒアリングの後に募集が行われないことが決定された場合において考えられる取扱い	
協会の社内手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員は、上場会社等から募集が行われないことを決定した旨の報告を受けた場合には、上場会社等と協議の上、規則第6条第1項の規定に基づきプレ・ヒアリング対象者へ通知を行う</li> <li>・募集が行われないことが決定された場合にプレ・ヒアリング対象者に当該募集に関して提供した法人関係情報が残存することがないように、協会員は、事前に上場会社等と十分に協議し、プレ・ヒアリング対象者や提供する法人関係情報の内容などを検討しておくことが望ましい</li> </ul>
主幹事となる協会員が複数存在する場合の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹事となる協会員が複数存在する場合で、当該協会のうち複数の協会員がプレ・ヒアリングを実施する場合において、規則第6条第1項に規定する通知を行う際には、当該通知の時期が他の協会員による通知と大きく異なることがないように、当該通知を行う旨について他の協会員に対し事前に情報共有を行うことが望ましい</li> <li>・他の協会員から規則第6条第1項に規定する通知を行う旨について情報共有を受けた協会員は、プレヒア規則第6条第1項に規定する通知を行うかについて検討する</li> </ul>
5. 売出しに係る需要の見込みに関する調査について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員は、法人関係情報（売出しに係る法人関係情報を含む。）を提供して売出し（引受けを伴うものに限る。以下同じ。）に係る需要の見込みに関する調査を行う場合、募集に係るプレ・ヒアリングにおける対応に準じた対応を行う</li> <li>・売出しに係る需要の見込みに関する調査を行う場合には、「企業内容等の開示に関する留意事項について」2-12②に規定する事項に留意する</li> </ul>

### 3. 今後のスケジュール（予定）

日程	内容
2月9日（月）	持回りエクイティ分科会 ・ 規則改正案に係るパブリックコメント募集の審議及びガイドライン案の報告
2月17日（火）	自主規制会議 ・ 規則改正案に係るパブリックコメント募集の審議
2月17日（火） ～3月18日（水）	パブリックコメントの募集 ※ 規則改正案のみ対象（ガイドライン案は参考資料として公表）
4月上旬	エクイティ分科会 ・ 規則改正及びガイドライン案の審議 ※ ガイドラインについては改正規則の施行日と同日に適用開始
4月14日（火）	自主規制会議（注1） ・ 規則改正の審議、規則改正・即日施行

（注1） パブリックコメントにおいて、内容に変更を要する意見がなかった場合などは、エクイティ分科会及び自主規制会議に付議は行わず、委員長・議長の一任により規則改正を行う

（注2） 現時点での予定を記載したものであり、今後の検討状況等により変更となる可能性がある

# 参考 2

## プレ・ヒアリングの取扱いに関するガイドライン（案）

2026年2月17日

日本証券業協会

### 1. 本ガイドラインの目的

プレ・ヒアリングについては、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「プレヒア規則」という。）の規定に基づき行われているところであるが、本ガイドラインは、プレ・ヒアリングの実施に当たり、基本的な取扱いや考え方を整理することで、適正なプレ・ヒアリングの実施の一助とするとともに、プレ・ヒアリング対象者及びプレ・ヒアリング対象者が所属する組織によるプレ・ヒアリングに係る規制の内容の理解を促進することを目的とする。

なお、本ガイドラインで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、プレヒア規則で定めるところによるものとする。

### 2. 本ガイドラインの留意事項について

本ガイドラインは、法令等の規制や実務上の取扱いを基に参考となる考え方等を示したものである。したがって、すべての案件について、本ガイドラインに規定する対応を求めるものではなく、個別案件において、法令等の規制を遵守しつつ、本ガイドラインの規定と異なる対応を行うことを妨げるものではない点に留意するものとする。

### 3. プレ・ヒアリングの実施に当たって考えられる取扱い

#### (1) プレ・ヒアリングの実施対象となる案件

プレ・ヒアリングの実施に当たっては、プレヒア規則第3条において、同条各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けることが必要となる旨が規定されている。当該承認は、個別案件の類型や特性に応じて多様な要素が総合的に勘案された上でなされることとなるが、例えば、次のものを、同条第1号の「プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること」を判断するための要素として考慮することが考えられる。ただし、個別案件の類型や特性を踏まえ、次の要素以外の要素を勘案して判断することを妨げるものではなく、また、次の要素のすべてを勘案して判断することを必ずしも求めるものではないことに留意するものとする。

- ・ 案件の特徴：希薄化の割合
  - 発行済株式総数に対するオファリングの規模
  - 出来高（一日）に対するオファリングの規模
  - 機関投資家を主な販売対象とする
- ・ オファリング形態：有価証券届出書の効力発生までの待機期間が短縮される
- ・ 市場環境：ボラティリティ
  - 流動性
  - 株価の推移
- ・ 上場会社等が発行する有価証券の状況等：上場会社等と協会員の間で想定する発行価格

に乖離がある場合等で投資家に需要の見込みを事前に確認する必要がある  
機関投資家が大口株主となっている

機関投資家に多く売買されておらず機関投資家の需要の見定めが難しい

## (2) プレ・ヒアリング対象者の条件

協会員は、プレ・ヒアリング対象者を選定する場合（プレ・ヒアリング対象者の候補を選定する場合を含む。）には、プレ・ヒアリング対象者が所属する組織又は部署において、プレヒア規則第4条第1項第1号及び第2号に規定する取引制限に関する事項及び守秘義務に関する事項を遵守できる体制が整備されていると考えられる者を選定することに留意することとする。

なお、プレ・ヒアリング対象者が所属する組織又は部署において整備する体制については、例えば、次のものが考えられるが、これらに限られるものではない。

- ・法人関係情報（募集に関連する法人関係情報を含む。5.を除き、以下同じ。）を受領した場合に、次に掲げる期間、当該募集を行う上場会社等が発行する有価証券に係る投資判断を行う者全員に取引制限を課すことができる体制、又は、プレ・ヒアリング対象者から当該対象者以外の者への情報伝達を防止するための情報障壁が整備されており、かつ、プレ・ヒアリング対象者に取引制限を課すことができる体制

① 法人関係情報を受領してから当該法人関係情報が公表されるまで又は募集を行うことが公表されるまで

② 法人関係情報を受領してから募集が行われないことが通知されるまで

## (3) プレ・ヒアリング対象者の数

協会員は、内部者取引の未然防止の観点から、法人関係情報を提供するプレ・ヒアリング対象者の数が最小限となるように努めることに留意し、プレヒア規則第3条第3号の規定に基づき、合理的な範囲を超えてプレ・ヒアリング対象者を選定しないこととする。

## (4) 上場会社等からのプレ・ヒアリングの了解

協会員は、プレヒア規則第8条第2項の規定に基づき、募集を行う上場会社等からプレ・ヒアリングを行うことについて了解を得る際には、例えば、次に掲げる内容について併せて了解を得ることが考えられる。

- ・プレ・ヒアリングの目的
- ・プレ・ヒアリング対象者に対して法人関係情報を提供する旨

## (5) プレ・ヒアリング対象者が法人関係情報を保有する期間

協会員は、内部者取引の未然防止の観点から、プレ・ヒアリング対象者が法人関係情報を保有する期間が必要以上に長くならないように留意する。

## (6) 事後検証態勢の整備

協会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令<sup>1</sup>及びプレヒア規則において規定する

<sup>1</sup> 協会員が自らプレ・ヒアリングを行う場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第15号イ（3）の規定に基づき、プレ・ヒアリングの事務の責任者及び事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所、プレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成後5年間保存するために必要な措置を講じることが求められている。

また、協会員が第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、同号ロ（3）及び（4）の規定に基づき、プレ・ヒアリングの事務の責任者及び当該第三者に対する委託又は法人関係情報の提供に係る事務を実際に担当した者の氏名、当該

記録書面の作成及び保存義務を遵守し、実施されたプレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであったか、確認、検証を行うことができる体制の整備に努めることが考えられる。

#### (7) その他

協会員は、プレヒア規則第2条第6号に規定する関連会社に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号の規定に留意することとする。

### 4. プレ・ヒアリングの後に募集が行われなかった場合において考えられる取扱い

#### (1) 協会員の社内手続

協会員は、上場会社等から募集が行われなかったことを決定した旨の報告を受けた場合には、上場会社等と協議の上、プレヒア規則第6条第1項の規定に基づきプレ・ヒアリング対象者へ通知を行うことが考えられる。また、プレ・ヒアリング後に募集が行われなかったことが決定された場合にプレ・ヒアリング対象者に当該募集に関して提供した法人関係情報が残存することがないように、協会員は、事前に上場会社等と十分に協議し、プレ・ヒアリング対象者や提供する法人関係情報の内容などを検討しておくことが望ましい。

なお、協会員は、上場会社等から募集が行われなかったことを決定した旨の報告を受けた場合、当該報告の内容について記録を作成し保存することが望ましい。

#### (2) 主幹事となる協会員が複数存在する場合の情報共有

主幹事となる協会員が複数存在する場合で、当該協会員のうち複数の協会員がプレ・ヒアリングを実施する場合において、一つの協会員が上場会社等から募集が行われなかったことを決定した旨の報告を受けてプレヒア規則第6条第1項に規定する通知を行う際には、当該通知の時期が他の協会員による通知と大きく異なることがないように、当該上場会社等に確認のうえ、当該通知を行う旨について他の協会員に対し事前に情報共有を行うことが望ましい。

この場合において、他の協会員からプレヒア規則第6条第1項に規定する通知を行う旨について情報共有を受けた協会員は、プレヒア規則第6条第1項に規定する通知を行うかについて検討することが考えられる。

#### (3) プレ・ヒアリング対象者への通知方法

プレヒア規則第6条第1項に規定する通知の方法は、例えば、口頭、電話、メールなどの方法が考えられる。

#### (4) 記録の内容等

プレヒア規則第6条第1項に規定する通知の記録の保存は、協会員の法令遵守管理部門において定めた方法に従って行うことが考えられる。また、記録の内容は、例えば、通知の発出者、通知の受領者、通知年月日、通知内容、通知方法などが考えられる。

---

第三者の氏名及び住所、第三者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成後5年間保存するために必要な措置を講じることに加え、当該第三者がこれに相当する措置を講じることなくプレ・ヒアリングを行うことを防止するために必要な措置を講じることが求められている。

## 5. 売出しに係る需要の見込みに関する調査について

協会員は、法人関係情報（売出人に係る法人関係情報を含む。）を提供して売出し（金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴うものに限る。以下同じ。）に係る需要の見込みに関する調査を行う場合、募集に係るプレ・ヒアリングにおける対応に準じた対応を行うことが考えられる。

なお、売出しに係る需要の見込みに関する調査を行う場合には、「企業内容等の開示に関する留意事項について」2-12②に規定する事項に留意することとする。

付 則（令●.●.●）

このガイドラインは、令和●年●月●日から施行し、同日以後に開始するプレ・ヒアリング及び売出しに係る需要の見込みに関する調査から適用する。